

【運輸委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において、運輸委員会は10回開会され、付託された法律案は内閣提出5件であり、すべて可決された。

また、本委員会付託の請願9種類190件はいずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

海上衝突予防法の一部を改正する法律案は、1993年11月の国際海事機関総会において「1972年の海上における衝突の予防のための国際規則」の一部改正が採択され、1995年11月4日から発効することに伴い、国内法を国際規則に対応して改正するため、提出されるに至ったものである。船舶交通の安全を図るために海上交通の基本ルールについては、その国際性にかんがみ1889年以来国際規則が作成され、主要海運国はこれらの国際規則をそれぞれ国内法化してきており、我が国においても、1892年に海上衝突予防法が制定されて以来、国際規則に対応して数度の改正を経て今日に至っている。

本法律案は、「1972年の海上における衝突の予防のための国際規則」の改正に伴い、長さ20メートル未満の漁ろうに従事している船舶が表示すべき形象物について、かごを廃止するとともに、トロールにより漁ろうに従事している一定の船舶に対し、追加の灯火の表示を義務付けようとするものである。

委員会においては、新たに義務付けられる対象船舶数、海難救助体制の在り方などの質疑が参議院先議で行われ、全会一致で可決された。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、事業規模の縮小等に伴う離職船員の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、離職船員のうち再び船員となろうとする者に対する就職促進給付金の支給に関する規定を整備するほか、労務供給船員に係る船員法の適用に関する特例について所要の規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、就職促進給付金制度存続の意義、船員の週40時間労働に向けての取組などの質疑が行われ、全会一致で可決された。

旅行業法の一部を改正する法律案は、営業保証金制度の改善、旅行業者の業務の適正化等の措置を講ずるとともに、旅行業の登録制度について一般旅行業と国内旅行業の種別の統合等の合理化を図る等所要の改正を行おうとするものである。

旅行需要は近年、所得水準の向上、自由時間の増大等により着実に拡大、多様化しており、特に海外旅行については、旅行者数が1,000万人を超える

など急速に一般化が進展している。これに伴い、マスメディアを活用しつつ多様な主催旅行を実施するなど、積極的な事業の展開を図る旅行業者が増加している。しかし、一方では、旅行業者に対する旅行者からの苦情や旅行業者の倒産時におけるトラブルが生じるなど、旅行者保護の一層の充実が求められていたところである。このような状況を踏まえ、旅行業者の行う取引の公正を維持し、旅行者の利便を増進していくため、昭和57年以来の本格的な法改正が行われることになったものである。

本法律案は参議院先議であり、委員会においては、旅行者保護の在り方、旅行のトラブル防止方策などの質疑が行われ、全会一致で可決された。

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案は、行政改革の一環として、民間活動等に係る規制がもたらす負担の軽減及び運輸行政の簡素合理化を図るため、鉄道抵当法、海上運送法、水路業務法、道路運送法、航空法、小型船造船業法の6法律に規定する許可、認可等の整理及び合理化を行おうとするものである。

運輸省では、社会経済情勢の変化に応じ、利用者の声を十分に反映した運輸行政を展開するため、平成5年4月に所管の許認可件数を3年以内を目途に2割削減する等の目標を掲げて以来、運輸省関係の許可、認可等の整理及び合理化を進めている。この間、法律改正を要するものについては、平成6年2月15日の閣議決定「今後における行政改革の推進方策について」において、当面の規制緩和等として措置することとされた事項に関し、「許可、認可等の整理及び合理化に関する法律」（平成6年法律第97号）等により措置したところである。

さらに、政府は「規制緩和推進計画」策定に向けた規制の見直しを推進するための基本指針を進めるなど、引き続き行政の制度・運営について徹底した見直しを行うという方針を打ち出し、運輸省においても、事業者、利用者等からの運輸分野における規制緩和に関する要望を踏まえて検討を行った。その結果、成案を得たものについて一括して法律改正を行う必要性が生じたため、本法律案が提案されるに至ったものである。

委員会においては、規制緩和の今後の進め方、物流コストの低減問題などの質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」の実施に伴い、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定整備を行うことが必要となったことから提出されたものである。同条約は、米国アラスカ沖で1989年3月に発生したタンカー「エクソン・バルディーズ号」による大規模油流出

事故が契機となっており、油流出事故に対する初動措置の適確な実施と国際的な油防除協力体制を強化するため、1990年11月30日の国際海事機関において採択され、1995年5月13日に発効することとなっている。

本法律案は、油保管施設等に油濁防止緊急措置手引書の備置き等を義務付け、及び海洋施設等から大量の油の排出のおそれがある場合等における通報に関する規定を整備するとともに、海上災害防止センターの業務に海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務等を追加する等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、複合的な災害に対する措置、アジア地域の海洋汚染防止に対する我が国の取組などの質疑が行われ、全会一致で可決された。

〔国政調査等〕

平成7年兵庫県南部地震災害に関する件について、1月24日、亀井運輸大臣から、2月9日に政府委員から、地震による被害状況のうち運輸省所管に係る事項についての概要説明を聴取した。

2月9日、亀井運輸大臣から所信を、細谷運輸政務次官から平成7年度運輸省関係予算について説明を聴取し、2月21日、運輸行政の基本施策について質疑を行った。

兵庫県南部地震で壊滅的な被害を受けた神戸港の復旧・復興計画、被災した鉄道会社に対する鉄道軌道整備法の適用及び日本開発銀行からの融資、地震予知行政の在り方、新幹線の耐震基準、障害者の交通運賃割引制度、障害者等に安全で優しい交通システムの在り方、災害時に備えた多目的船の建造問題などが取り上げられた。

また、前国会閉会中の1月17日から18日にかけて、沖縄県における島しょ間交通等の交通事情及び海上保安に関する実情調査のため、沖縄県に委員派遣を行い、その報告が2月9日に行われた。

なお、3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度運輸省関係予算の審査を行い、神戸港復興の財源問題、新幹線の復旧見通し及び耐震対策、廃止路線代替バスに対する補助、公共交通機関の運賃改定方式、地震予知体制の強化、交通輸送機関における高齢者・障害者対策などについて質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成7年1月24日（火）（第1回）

- 運輸事情等に関する調査を行うことを決定した。
- 平成7年兵庫県南部地震災害に関する件について亀井運輸大臣から報告を聴いた。

○平成7年2月9日（木）（第2回）

- 運輸行政の基本施策に関する件について亀井運輸大臣から所信を聴いた。
- 平成7年度運輸省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 平成7年兵庫県南部地震災害に関する件について政府委員から報告を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年2月21日（火）（第3回）

- 運輸行政の基本施策に関する件について亀井運輸大臣、政府委員、労働省、自治省及び建設省当局に対し質疑を行った。
- 海上衝突予防法の一部を改正する法律案（閣法第43号）について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴き、政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第43号) 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院、無
反対会派 なし
- 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年2月28日（火）（第4回）

- 旅行業法の一部を改正する法律案（閣法第59号）について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月10日（金）（第5回）

- 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について亀井運輸大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第27号) 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院、無
反対会派 なし
- 旅行業法の一部を改正する法律案（閣法第59号）について亀井運輸大臣、政府委員、厚生省及び消防庁当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成7年3月17日（金）（第6回）

- 旅行業法の一部を改正する法律案（閣法第59号）を可決した。
(閣法第59号) 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院、無
反対会派 なし
欠席会派 無
- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）
平成7年度特別会計予算（衆議院送付）

平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（運輸省所管）について亀井運輸大臣、政府委員、社会保険庁、警察庁、運輸省、文部省及び消防庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成7年4月13日（木）（第7回）

○許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）

以上両案について亀井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月25日（火）（第8回）

○許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）について亀井運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第67号） 賛成会派 自民、社会、平成、二院、無
反対会派 共産

○平成7年4月27日（木）（第9回）

○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）について亀井運輸大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第83号） 賛成会派 自民、社会、平成、共産、二院、無
反対会派 なし

○平成7年6月14日（水）（第10回）

○請願第71号外189件を審査した。

○運輸事情等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）成立議案の要旨

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
(閣法第27号)

【要旨】

本法律案は、事業規模の縮小等に伴う離職船員の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、離職船員のうち再び船員となろうとする者に対する就職促進給付金の支給に関する規定を整備するほか、労務供給船員に係

る船員法の適用に関する特例について所要の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 離職船員に対する就職促進給付金を、一般的な就職促進給付金の支給規定である本則第3条に基づき引き続き支給することとし、これに伴い、附則第2項を削除し、支給対象となる船員は政令により定めることとする。
- 2 船員雇用促進センターに雇用される労務供給船員に係る船員法の適用に関する特例については、船員法の改正で導入された当初6か月の連続勤務に対する有給休暇制度を、労務供給船員についても導入することとする。
- 3 この法律は、平成7年7月1日から施行する。ただし、労務供給船員に係る船員法の適用の特例に関する改正規定は、平成7年4月1日から施行することとする。

海上衝突予防法の一部を改正する法律案（閣法第43号）

【要旨】

本法律案は、1972年の海上における衝突の予防のための国際規則の改正に伴い、国内法を整備する必要があるため所要の改正を行うものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 航行中又はびよう泊中の長さ20メートル未満の漁ろうに従事している船舶が表示すべき形象物について、かごを廃止する。
- 2 航行中又はびよう泊中の長さ20メートル以上の漁ろうに従事している船舶のうち、トロールにより漁ろうをしているものが、他の漁ろうに従事している船舶と著しく接近している場合に、その操業状態に応じて表示すべき追加の灯火を定める。
- 3 この法律は、平成7年11月4日から施行する。

旅行業法の一部を改正する法律案（閣法第59号）

【要旨】

本法律案は、最近における海外旅行を中心とした旅行者数の増大、旅行の多様化、旅行業務に関する取引の形態の変化等に適切に対応し、旅行者保護の一層の充実等を図るため、所要の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 登録制度について、旅行業務の実態を踏まえたものとするため、一般旅行業の登録と国内旅行業の登録を統合して旅行業の登録にするなど、その合理化を図ること。
- 2 旅行業者と取引をした者の債権を保全するための営業保証金について、その額の算定に旅行業者の旅行業務に関する取引額を明確に反映させるととも

に、旅行者が優先して還付を受けられること。

- 3 旅行業者が旅行者と契約を締結しようとするときには一定の書面により取引条件の説明を行うとともに、主催旅行を実施する旅行業者の旅行業約款の認可基準及び主催旅行の広告の表示方法に関する規定を整備するなど旅行業者の旅行業務の適正化を図ること。

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案（閣法第67号）

【要旨】

本法律案は、行政改革の一環として、民間活動等に係る規制がもたらす負担の軽減及び運輸行政の簡素合理化を図るため、鉄道抵当法等運輸省関係法律に規定する許可、認可等の整理及び合理化を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 鉄道抵当法の一部改正

- (1) 抵当権の設定又は変更の認可を廃止し、鉄道財團の設定の認可を設けること。
- (2) 抵当証書又は信託証書の記載事項に変更を生ずる契約の認可を廃止すること。
- (3) (1)及び(2)に伴い、鉄道財團設定の認可後6か月以内に抵当権設定の登録を申請しないときは当該認可が失効することとする等所要の改正を行うこと。

2 海上運送法関係の一部改正

- (1) 起点が終点と一致する航路であって寄港地のないものにおいて営む旅客不定期航路事業（以下「遊覧旅客不定期航路事業」という。）について、事業の許可をする際の基準を緩和すること。
- (2) 遊覧旅客不定期航路事業について、運賃及び料金の設定又は変更の認可を届出に改めること。

3 水路業務法の一部改正

- (1) 水路測量を行う際によるべき基準のうち日本経緯度原点を基礎としない場合の承認を廃止するとともに、専ら国際間の水路に関する情報の交換を目的として行う水路測量等については、法定の基準によらずに行うことができることとすること。
- (2) 海上保安庁が刊行した水路図誌又は航空図誌について、航海又は航空以外の用に供するために複製を行う場合の承認を不要とすること。

4 道路運送法の一部改正

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業の免許等の処分に際しての都知事又は政令

で定める市の長の意見の徴取を廃止すること。

- (2) 路線を定める旅客自動車運送事業の免許等の処分に際しての道路管理者の意見の徴取を不要とする場合を追加すること。

5 航空法の一部改正

旅客航空運送取扱業の届出並びに当該事業に関する報告徴収及び立入検査を廃止すること。

6 小型船造船業法の一部改正

- (1) 小型船造船業の登録の申請書の記載事項である法人の役員の氏名について、代表者の氏名のみ記載すれば足りることとすること。
- (2) 小型船造船業者の事業の開始の届出を廃止すること。
- (3) 小型船造船業の主任技術者の資格要件について、運輸大臣による個別の認定を廃止し、運輸省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者は主任技術者になることができることとすること。
- (4) 小型船造船業者である法人が合併以外の事由により解散した場合の届出を廃止すること。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第83号)

【要旨】

本法律案は、1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の実施に伴い、油保管施設等に油濁防止緊急措置手引書の備置き等を義務付け、及び海洋施設等から大量の油の排出のおそれがある場合等における通報に関する規定を整備するとともに、海上災害防止センターの業務に海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務等を追加する等の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法律の目的に海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保することを追加する等法律の目的規定を整備する。
- 2 海面に油が広がっていることを発見した者は、遅滞なく最寄りの沿岸国の海上保安機関に通報しなければならないこととする等通報に関し所要の規定を整備する。
- 3 一定の規模以上の油保管施設等の設置者は、油濁防止緊急措置手引書を作成し、これを当該施設内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。
- 4 海上災害防止センターの業務に、海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務等を追加する等同センターの目的規定及び業務規定を整備する。
- 5 海上保安庁長官が作成する排出油の防除に関する計画の作成対象海域及び油種を拡大するとともに、管区海上保安本部長その他の関係者は、所定の海

域ごとに排出油の防除に関する協議会を組織することができる。

- 6 国は、海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際的な連携の確保及び技術協力の推進、海外の地域における海上防災のための緊急援助の実施その他の海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際協力の推進に努める。
- 7 廃油処理事業者が事業を開始した場合等の届出を廃止する。
- 8 この法律は、1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、廃油処理事業者が事業を開始した場合等の届出の廃止等の改正は、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

番号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
27	船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 7	7. 2.21 (予備)	7. 3.10 可 決	7. 3.10 可 決	7. 2. 7	7. 2.17 可 決	7. 2.21 可 決	
43	海上衝突予防法の一部を改正する法律案	参	2.14	2.14	2.21 可 決	2.22 可 決	2.14 (予備) 交通安全 対策特委	3. 9 可 決	3.10 可 決	
59	旅行業法の一部を改正する法律案	"	2.24	2.27	3.17 可 決	3.17 可 決	2.24 (予備)	4.25 可 決	4.27 可 決	
67	許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案	衆	3. 3	3. 3 (予備)	4.25 可 決	4.26 可 決	3. 3	4.11 可 決	4.13 可 決	
83	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	"	3.13	3.13 (予備)	4.27 可 決	4.28 可 決	3.13	4.11 可 決	4.13 可 決	